

変更理由書

1 変更の理由

平成30年4月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債の発行期間が被災市町村で25年度とされたことにより、本市において25年間の発行が可能となりました。

本市では東日本大震災により、多くの公共施設等が甚大な被害を受けました。被害の復興について、被災した武道館の解体撤去及び改築をはじめ、下江川中学校と荒川中学校の統合及び統合により閉校となった中学校の小学校への転用、その他老朽化による建物の撤去等を推進して参りましたが、庁舎の耐震整備やその他の公共施設の集約化等の課題が現在も残っております。

これを踏まえ、本市における発行期限までの事業の財源として合併特例債を有効に活用するため、新市建設計画の計画期間を平成17年度とこれに続く25年度であります令和12年度に変更するものです。

2 計画の変更内容

1. 第1章 計画の期間の変更

- ・「平成17年度から平成36年度までの20年間」を「平成17年度から令和12年度（合併年度とこれに続く25年間）」に変更します。

2. 第8章 新市における公共施設の適正配置・整備の変更

- ・本文の一部を現状に見合った文言に変更します。

3. 第9章 財政計画の変更

- ・本文の一部を現状に見合った文言に変更します。
- ・令和5年度までの推計値を実績値に変更します。また、令和6年度から令和12年度までを新たに推計します。

4. 計画の変更箇所

- ・別添新旧対照表のとおり。

5. 合併特例債の活用予定事業

- ・平成24年度に烏山・南那須両庁舎の耐震診断を実施したところ、耐震性に問題があることが判明しました。令和5年度から令和6年度に実施している庁舎整備検討委員会の答申を踏まえ、新庁舎の効果的な整備に努めます。
- ・合併当初から取り組んでいる道路整備について、継続して整備に努めます。
- ・公園利用者のニーズを踏まえながら、子どもから高齢者に至るまで、みんなが楽しく安全に利用できる公園の整備・充実に努めます。

(新旧対照表)

ページ行	項目	現行	変更案
表紙		<p>新市建設計画</p> <p>「自然」と「やさしさ」と「知恵」を育む、暮らしやすいまち</p> <p>～活力とやすらぎの交流文化都市『那須烏山市』～</p> <p>平成 17 年 2 月 南那須町・烏山町合併協議会 平成 26 年 12 月変更 那須烏山市</p>	<p>新市建設計画</p> <p>「自然」と「やさしさ」と「知恵」を育む、暮らしやすいまち</p> <p>～活力とやすらぎの交流文化都市『那須烏山市』～</p> <p>平成 17 年 2 月 南那須町・烏山町合併協議会 平成 26 年 12 月変更 那須烏山市</p> <p><u>令和 6 年 12 月変更</u> <u>那須烏山市</u></p>
3 ページ 23 行目	第 1 章 序論 2. 計画の策定方針 (2) 計画の期間	本計画の期間は平成 17 年度から <u>平成 36 年度までの 20 年間</u> とします。	本計画の期間は平成 17 年度から <u>令和 12 年度(合併年度とこれに続く 25 年間)</u> とします。
35 ページ 18 行目	第 8 章 新市における公共施設の適正配置・整備 2. 新市における統合整備に関する基本的な考え方 (1) 行政庁舎	当分の間既存庁舎を活用することから、行政業務や住民サービスに支障をきたさないよう効率的効果的な整備充実を図るとともに、新市庁舎等 <u> </u> については、 <u>効果的</u> なまちづくりの視点も含め新市において検討を進めます。	当分の間既存庁舎を活用することから、行政業務や住民サービスに支障をきたさないよう効率的効果的な整備充実を図るとともに、新市庁舎等整備については、 <u>持続可能</u> なまちづくりの視点も含め新市において検討し、 <u>効果的な整備に努めます。</u>
36 ページ 4 行目 7 行目	第 9 章 財政計画	ここでは、合併後の平成 17 年度から <u>平成 36 年度までの 20 年間</u> について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計ベースで策定しています。	ここでは、合併後の平成 17 年度から <u>令和 12 年度(合併年度とこれに続く 25 年間)</u> について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計ベースで策定しています。 <u>なお、過去の実績は一部例外を除き令和元年度から令和 5 年度を基礎としています。</u>
36 ページ 10 行目	1. 歳入 (1) 地方税	過去の実績を基準に、 <u>今後の経済見通し及び人口の推移を勘案し、現行税制の継続を基本に推計し、地方財政制度改革の動向を踏まえ将来的な税源移譲分を見込んでいます。</u>	過去の実績を基準に <u>推計しています。</u>
36 ページ 11 行目	1. 歳入 (2) 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金	(2) 地方譲与税、利子割交付金等、 <u> </u> 地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、 <u> </u> 地方特例交付金、交通安全対策特別交付金 過去の実績を基準に、 <u>今後の経済見通し及び人口の推移を勘案しています。</u>	(2) 地方譲与税、利子割交付金等、 <u>法人事業税交付金</u> 、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、 <u>環境性能割交付金</u> 、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金 過去の実績を基準に <u>推計しています。</u>

(新旧対照表)

ページ行	項目	現行	変更案
36 ページ 15 行目	1. 歳入 (3) 地方交付税	<u>普通交付税の段階補正の見直し等による減額が行われていることに配慮するとともに、合併による普通交付税の算定特例による上乗せ分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んでいます。</u> <u>なお、市制施行により「福祉事務所」を設置することに伴う財政需要分にかかる普通交付税の増額分についても、今後の人口減少傾向を勘案しています。</u>	<u>普通交付税について、一本算定となった令和3年度からの実績を基準に推計しています。</u> <u>特別交付税について、過去の実績を基準に推計しています。</u>
36 ページ 24 行目	1. 歳入 (6) 財産収入、繰入金、諸収入	過去の実績推移を基準に、概ね現状程度で推移していくものと見込んでいます。 <u>ただし、寄附金については、歳入として見込むことが困難であるため見込んでいません。</u> また、合併後の地域振興のための <u>基金からの利息分については見込んでいます。</u>	過去の実績推移を基準に、概ね現状程度で推移していくものと見込んでいます。 また、合併後の地域振興のための <u>基金等の運用に伴う利息分</u> を見込んでいます。
36 ページ 27 行目	1. 歳入 (7) 地方債	通常債は、当該年度の投資経費とのバランス、後年度負担に配慮した起債を見込んでいます。 また、合併特例債 (<u>建設事業分、基金造成分</u>) の起債分も見込んでいます。	通常債は、当該年度の投資経費とのバランス、後年度負担に配慮した起債を見込んでいます。 また、合併特例債は、 <u>主に道路整備及び新庁舎整備への活用</u> を見込んでいます。
37 ページ 3 行目	2. 歳出 (1) 人件費	<u>一般職員退職者の補充抑制による削減を見込んで推計しています。</u>	<u>那須烏山市定員管理計画に基づき推計しています。</u>
37 ページ 7 行目	2. 歳出 (3) 公債費	既発行分の償還見込額に加えて、 <u>平成26年度</u> 以降の発行によって生じる償還見込額を勘案し推計しています。	既発行分の償還見込額に加えて、 <u>令和6年度</u> 以降の発行によって生じる償還見込額を勘案し推計しています。
37 ページ 12 行目	2. 歳出 (5) 維持補修費	過去の実績推移を基準に、 <u>施設の老朽化による増加を見込んでいます。</u>	過去の実績推移を基準に <u>推計しています。</u>
37 ページ 14 行目	2. 歳出 (6) 補助費	過去の実績推移を基準に、 <u>合併に伴う各種団体の再編等による影響を考慮しています。</u>	過去の実績推移を基準に <u>推計しています。</u>
37 ページ 16 行目	2. 歳出 (7) 繰出金	過去の実績推移を基準に、 <u>国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険分については、被保険者人口の増加による増額を見込み、その他分は概ね現状程度で推移するものとして推計しています。</u>	過去の実績推移を基準に推計しています。
37 ページ 18 行目	2. 歳出 (8) 積立金	<u>合併後の地域振興のための基金造成による積み立て等を見込んでいます。</u>	<u>ふるさと応援寄附金及び森林環境譲与税の一次的な積立を見込んで推計しています。</u>
37 ページ 22 行目	2. 歳出 (10) 投資的経費	(10) 投資的経費 財政運営の健全性確保に配慮し、 <u>市総合計画後期基本計画及び公共施設再編整備方針</u> 等に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んでいます。	(10) 投資的経費 財政運営の健全性確保に配慮し、 <u>第3次総合計画及び公共施設等総合管理計画</u> 等に基づく事業費及び経常的な普通建設事業費を見込んでいます。
37 ページ 24 行目	2. 歳出 (11) 予備費		<u>過去の予算額を基準に推計しています。</u>

財政収支の見通し（令和6年度～令和12年度）

【全般的事項】

直近の決算（一部例外を除き、令和元年度から令和5年度）を基準とし、平均値や増減率を基に推計する。

決算ベースの推計であることから、各年度の当初予算等とは一致しないし、整合も図らない。

新型コロナウイルス感染症の予防接種及び感染症対策に伴う地方創生交付金事業・給付金事業・物価高騰に伴う地方創生交付金の大規模な事業、その他一部の大規模な事業は異常値として推計から除外する。

（1）歳入の見通し（主要な歳入）

① 市税

市税は、人口減少等を要因とする市民税の減少や太陽光発電設備等償却資産の減価償却を要因とする固定資産税の減少により、減収推計している。

■市税（歳入・歳出の推計より抜）

（単位：百万円）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
3,103	3,015	3,054	3,149	3,299	3,274	3,279	3,321	3,214	3,539	3,372	3,259	3,228	3,190	3,103	3,079	3,048	2,968

□主な市税の内訳

【市民税現年課税分】

（単位：百万円）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,110	1,084	1,082	1,102	1,120	1,122	1,109	1,111	1,077	1,076	1,059	1,043	1,031	1,019	1,007	996	984	973

計算式： 前年度調定額×98.85%（調定額平均1.15%減）×徴収率見込99.0%

【法人市民税現年課税分】

（単位：百万円）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
232	1,084	221	270	252	205	228	174	208	190	157	150	150	150	150	150	150	150

計算式： 一律150百万円

※令和5年度決算の法人の課税状況を基に大幅な変動はないものとして一律に推計する。

【固定資産税現年課税分】

（単位：百万円）

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,468	1,422	1,414	1,542	1,643	1,671	1,667	1,759	1,642	1,901	1,851	1,778	1,757	1,728	1,651	1,636	1,614	1,543

計算式： 土地課税標準額×増減率

家屋課税標準額×増減率

償却資産課税標準額×増減率

課税標準額合計×税率1.4%×徴収率見込98.0%

※固定資産税の基礎となる土地及び家屋の課税標準額については、3年に1度の評価替時に落ち込み、次の評価替まで微増する傾向が見られる。

短期的な推計をし難いため、評価替年度・評価替翌年度・評価替翌々年度それぞれの増減率を平成20年度から推計する。

償却資産については大幅な増加がないものとし、減価償却による減額を推計する。

【軽自動車税現年課税分】

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
65	67	67	84	87	89	91	95	99	105	106	106	108	110	112	114	117	119

計算式： 軽自動車税種別割前年度調定額×102.0%（調定額平均2%増）×徴収率見込99.0%
 +軽自動車税環境性能割一律5百万円

※軽自動車税環境性能割は取得価格や経過年数が算定根拠となるほか、実績が乏しく算定し難いため一律に推計する。

【滞納繰越分】

(単位：千円)

科目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市民税	29,848	24,078	20,403	15,215	14,711	13,350	12,576	10,149	7,498	8,424	6,849	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
法人税	1469	922	1029	187	1265	415	295	2752	936	340	348	200	200	200	200	200	200	200
固定資産税	90,758	31,958	27,294	31,180	28,677	28,025	20,687	15,864	11,293	74,165	8,723	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
軽自動車税	1231	993	1135	845	1180	1412	1083	1071	732	665	484	300	300	300	300	300	300	300
入湯税	901	510	1384	747	696	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※滞納繰越分については、徴収率の向上や大口滞納の解消など繰越額の圧縮が図られており、徴収額は減少傾向にある。

多額の歳入を見込む要素はなく、先行きは不透明であるため一律に推計する。

② 地方交付税

(単位：百万円)

科目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
普通交付税	4,123	4,164	4,303	4,114	3,991	3,806	3,922	3,871	4,268	3,983	4,177	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
特別交付税	633	731	589	553	550	565	856	559	556	578	597	570	570	570	570	570	570	570

計算式： 普通交付税一律4,000百万円

特別交付税一律570百万円

※普通交付税について、令和3年度から一本算定となったため令和3年度から令和5年度当初交付決定額の平均4,007百万円≒4,000百万円により推計する。

特別交付税について、令和元年度東日本台風による交付額の影響が大きいため、令和元年度については平均値の計算から除外する。

特別交付税について、令和2年度から令和5年度交付決定額の平均573百万円≒570百万円により推計する。

③ 国・県支出金

【国庫支出金】

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,152	1,180	1,253	1,292	1,242	1,315	1,276	5,686	2,406	2,046	1,916	1,367	1,470	1,424	1,393	1,360	1,353	1,335

計算式： 別表のとおり

※民生費・衛生費等今後見込まれる各補助金ごとに平均値等により推計する。

一部補助金（土木費等）について、歳出で推計する普通建設事業に連動して推計する。

【県支出金】

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
874	784	825	798	881	769	813	930	830	848	850	935	831	815	816	746	734	731

計算式： 別表のとおり

※民生費・衛生費等今後見込まれる各補助金ごとに平均値等により推計する。

一部補助金（土木費等）について、歳出で推計する普通建設事業に連動して推計する。

④ 市債

(単位：百万円)

科目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
臨財債	500	400	400	400	400	395	300	300	300	116	54	30	15	7	4	2	0	0
辺地債	571	200	30	30	26	30	30	47	97	103	69	80	80	80	80	80	80	80
過疎債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	242	68	94	98	80	80	80	80
合併特例債	839	263	336	101	82	54	50	44	47	104	146	210	195	96	324	362	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	119	185	394	557	334	332	40	20	90	74
計	1,910	863	766	531	508	479	380	391	563	508	905	945	718	613	528	544	250	234

計算式： 別表のとおり

※歳出で推計する普通建設事業に連動して推計する。

⑤ その他の歳入（譲与税、交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰越金、諸収入）

■譲与税、交付金

計算式： 直近の決算（一部例外を除き、令和元年度から令和5年度）を基準とし、平均値を基に推計する。

■分担金及び負担金

計算式： 分担金について、災害復旧に伴うものが多いことから0として推計する。

負担金について、主なものを推計する。（自家用有償バス運行費負担金、高齢者福祉施設入所者負担金、保育園保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金）

■使用料及び手数料

計算式： 一律74百万円

※公共施設の使用料は新型コロナウイルスの影響で令和2年度から落ち込んでいる。アフターコロナの推計として、令和4年度、令和5年度の平均74百万円により推計する。

■財産収入

計算式： 土地貸付収入一律2,500千円

利子及び配当金について、地域振興基金に毎年1億円・利率1%の運用加算を想定して推計する。

財産売り払い収入について、ないものとして推計する。

※土地貸付収入は令和5年度の貸し付け状況 2,682千円≒2,500千円により推計する。

■寄附金

計算式： ふるさと応援寄附金について、R6 15百万円、R7 20百万円、R8 25百万円、R9以降 50百万円として推計する。

■繰越金

計算式： 一律280百万円

※令和5年度は例年と比較して多額の剰余金が発生しているため、平均値の計算から除外する。

令和元年度から令和4年度の平均283百万円≒280百万円により推計する。

■諸収入

計算式： 一律260百万円

※令和5年度決算により266百万円⇒260百万円により推計する。

(2) 歳出の見通し(主要なものの推計)

① 人件費

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,992	2,047	1,963	1,948	1,872	1,834	1,851	2,031	2,028	2,075	2,072	2,312	2,310	2,323	2,334	2,335	2,322	2,296

計算式： 定員管理計画により推計する。

② 物件費

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,397	1,532	1,639	1,648	1,612	1,613	1,744	1,789	1,641	1,683	1,718	1,756	1,715	1,565	1,656	1,660	1,590	1,565

計算式 旅費： 一律13,000千円(直近5年平均12,566千円)

交際費： 一律1,000千円(直近5年平均534千円)

需用費： 施設の解体工事は平均値の計算から除外する。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した衛生用品の購入費は平均値の計算から除外する。

一律235,000千円(除外後直近5年平均234,513千円) + 今後想定される大規模事業費

役務費： 一律61,000千円(直近5年平均60,632千円)

備品購入費： ギガスクールの整備事業費は平均値の計算から除外する。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症対策用備品購入費は平均値の計算から除外する。

一律20,000千円(除外後直近5年平均19,362千円) + 今後想定される大規模事業費

委託料： 令和元年東日本台風に伴う災害ごみの処理委託費、災害救助事業費は平均値の計算から除外する。

新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費は平均値の計算から除外する。

農業用ため池機能診断等の委託費は平均値の計算から除外する。

一律890,000千円(除外後直近5年平均889,734千円) + 今後想定される大規模事業

その他： 一律177,000千円(令和2年度から令和5年度平均177,000千円)

※臨時職員社会保険料が令和2年度から人件費に計上となったため、令和2年度から推計する。

③ 維持補修費

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
108	110	120	82	98	93	85	98	121	141	118	115	115	115	115	115	115	115

計算式： 一律115,000千円(直近5年平均112,656千円)

④ 扶助費

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,751	1,835	1,795	2,011	1,981	1,957	2,055	1,980	2,565	2,194	2,360	2,040	2,067	2,094	2,122	2,150	2,178	2,207

計算式： 低所得世帯臨時給付金・子育て世帯給付金等の臨時的給付金については、平均値の計算から除外する。

前年度決算額（除外後）×101.34%（直近5年平均1.34%増）

⑤ 補助費

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
2,543	2,131	2,116	2,076	2,157	2,112	2,140	4,801	2,146	2,446	2,389	2,453	2,453	2,453	2,453	2,453	2,453	2,453

計算式： 定額給付金・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種支援金については、平均値の計算から除外する。

令和4年度国民体育大会開催にかかる事業費について、平均値の計算から除外する。

令和5年度広域行政事務組合負担金の負担金のうち、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費等特殊事情による増額分について、平均値の計算から除外する。

一律2,079,000千円（除外後直近5年平均2,076,162千円）＋今後想定される補助費

⑥ 公債費

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,352	1,420	1,449	1,461	1,439	1,394	1,369	1,332	1,346	1,378	1,382	1,309	1,199	1,071	963	930	885	845

計算式： 元利償還金＋今後発行が想定される起債の元利償還金

※今後発行が想定される起債について、歳出で推計する普通建設事業に連動して推計する。

⑦ 積立金

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
396	7	181	78	115	224	349	351	856	332	678	34	39	43	68	69	68	69

計算式： ふるさと応援寄附金見込額＋森林環境譲与税見込額

※ふるさと応援寄附金について、R6 15,000千円、R7 20,000千円、R8 25,000千円、R9以降 50,000千円として推計する。

森林環境譲与税について、R6以降18,663千円として推計する。

⑧ 繰出金

(単位：百万円)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1,352	1,420	1,449	1,461	1,439	1,394	1,369	1,332	1,346	1,378	1,078	1,080	1,082	1,084	1,086	1,088	1,090	1,092

計算式： 前年度決算額×100.2%（直近5年平均0.2%増）

⑨ 投資出資貸付金

計算式： 一律180,000千円

⑩ 投資的経費

(単位：百万円)

科目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
普通建設 事業費	1,240	1,290	1,279	1,280	916	834	642	959	820	641	1,225	1,473	1,228	1,306	3,290	3,109	596	559
災害復旧 事業費	51	192	24	2	13	3	137	1,382	63	27	16	5	5	5	5	5	5	5
計	1,291	1,482	1,303	1,282	929	837	779	2,341	883	668	1,241	1,478	1,233	1,311	3,295	3,114	601	564

計算式 普通建設事業費：別表のとおり
 災害復旧事業費：一律5,000千円

⑪ 予備費

計算式： 一律10,000千円